

<p>島根労働局発表 平成26年5月1日</p>	<p>担当 島根労働局 職業安定部職業安定課 課長 吉木 操 Tel 0852-20-7016</p>	<p>島根県 商工労働部雇用政策課 上席調整監 小塚 誠治 Tel 0852-22-6560</p>
------------------------------	---	--

雇用施策実施方針の策定について

島根労働局は、雇用対策法施行規則第13条第1項（※裏面参照）の規定に基づき、平成26年度の「雇用施策実施方針」を策定しました。

この実施方針は、島根労働局が実施する職業指導及び職業紹介の事業等と島根県が講ずる雇用に関する施策とが密接な連携のもと、円滑かつ効率的に実施されるよう島根県と協議のうえ策定しております。

島根県と連携を図り、一体的・機動的な雇用対策を実施してまいります。

島根労働局と島根県による一体的・機動的な雇用対策

【概要】

- 1 若者の安定雇用の確保
 - 「1社1財」運動の展開、「若者応援企業宣言」事業による早期求人要請（目標：3,000社）
 - ジョブカフェしまねと新卒応援ハローワークが連携した就職支援
- 2 ものづくり産業等における雇用創出
 - 産業政策と一体となったものづくり産業等やIT産業などの成長分野等の雇用創出と人材確保及びキャリアアップ支援
 - 企業支援策の周知・広報
- 3 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現
 - 「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進
 - シルバー人材センター事業による多様な就業、社会参加の促進
- 4 障害者の就労推進
 - 障害者就業・生活支援センターによる障害者の生活面と就業面の一体的かつ総合的支援
 - 障害者の雇用促進に関する意識啓発
- 5 女性の活躍推進
 - 女性等の仕事と子育て・介護の両立支援制度に取り組む企業を増やすための周知、啓発
- 6 重層的なセーフティネットの構築
 - 生活保護受給者等の就労支援
 - 公共職業訓練と求職者支援訓練の連携
- 7 島根県との一体的雇用対策の推進
 - 企業の雇用動向、人員整理等に関する情報共有と機動的な雇用対策の推進
 - 誘致企業に対する円滑な人材確保

※雇用対策法施行規則第13条第1項

都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。